

○財務省告示第二百七十号  
國債の發行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、  
平成二十一年七月二十二日に發行した利付国債の  
發行条件等を次のとおり告示する。  
平成二十一年八月十一日

財務大臣与謝野馨

四	三	二	一
發行方法	用振等替法の適	の法條律項及び	發行稱及び根記
		号	
		名	

回一  
財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行及び財政投融資特別会計からの繰入れの特例に関する法律（平成二十一年法律第十七号）第二条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項及

発行方法の適用等の振替法

社債、株式等の振替に関する法律  
（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。  
価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札」といいう。）、価格競争入札と同時に行われる入札であつて、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募入の決定を受けた

## 五

ハロイ  
方募

別債行争非者特国札非  
参市及入価・別債発競  
加場び札格第参市行争  
者特国發競I 加場入 行争の

込募各割各当も各  
み限國り申ての申  
の度債當込るか込  
応額市てみ。らみ  
募の場るのその  
額範特。応のう  
を囲別募応ち  
割内参額募応  
りに加額募応  
当お者案分を価  
ていご順格を高  
るてと次の割高  
。各の申応より

争債定特でのい者発応が行とるをよ各  
入市め別あ決う・行募各わい発そり申  
札場る參つ定。第<sup>一</sup>限國れう行の加込  
発特も加てをしを、及<sup>二</sup>下額市場を定め別  
行別の者にごと大財務後に行債競争入札で  
「國債競争入札と並んで、財務同  
一と参加する者による債券競争が行わ  
う。第<sup>三</sup>行債競争入札は、財務同  
二(以)下額市場を定め別に参よと大時  
非価格競争入札發行の債券競争入札と  
格一額市場を定め別に参よと大臣に競  
競國を場札入と加るに臣に

者 特 国	札 非	入 價	入 價 ·
・ 別 債	發 競	札 格 行	札 格 第
第 参 市	行 争	發 競	發 競 II
I 加 場	入	行 争 額	行 争 非

た条特でた条特十で利第四面行十円九債の特投図財九つ定う額  
 利第別四利第別万三付一百金し六、百に規例融る政十いにち面  
 付一會十付一會円千国項六額た条特九つ定に資た運八て基、金  
 国項計八国項計七債の十で利第別  
 債のに億債のに百に規万六付一會  
 に規関三に規関  
 つ定す千つ定す  
 いにる二いにる  
 て基法百て基法  
 、づ律万、づ律  
 額き第円額き第  
 面發四面發四  
 金行十金行十  
 額し六額し六

いに關特め當億はづ財額  
 て基す別のに九、き政で  
 はづる会公必千額發法二  
 、き法計債要三面行第兆  
 額發律かのな百金し四千  
 面行第ら發財六額た条七  
 金し二の行源十で利第十三  
 四額た条繰及の五二付一  
 十で利第入び確万千国項  
 円  
 百金し二二、き第五七付一  
 れ財保円九債の  
 三額た条千額發四万千国項の政を、百に規



十  
三  
二

十  
十  
口  
イ  
一  
発

の 経 利 入 價 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 札 非 入 價 発  
払 過 札 格 第 参 市 及 入 價 ・ 別 債 発 競 札 格 行 行  
込 利 發 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市 行 争 発 競 價  
み 子 率 行 争 非 者 特 国 發 競 I 加 場 、 入 行 争 格 日

(二) よの 口るに  
りに 座も 係發  
算つに のる 行  
出い記と 所時  
して載し 得に  
たは又て 税お  
金額前記  
から(+)の  
当該金  
にるものれ子

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{0.7}{100} \times \frac{32}{365}$$

(一) 年  
む十式は ○  
も号に 、募・  
のによ 払入七  
と規り込決パ  
す定算金定一  
るす出額のセ  
。るしに通ン  
期た加知ト  
日金えを  
に額 、受  
払を次け  
い第のた  
込二算者

額上額 平  
面の面 成  
金そ金 二十  
額れ額 一年  
百ぞ百円 七月  
円れ円 につき  
にのに つ応  
つ募価 百円  
き百円 二十一  
円格 四  
四錢 錢  
以

二十九十八七十六  
十  
九  
八  
七  
六  
五

払者入払元償償  
込札場利還還  
期參所金金期  
日加支額限予以

平成財務大臣から通知を受けた者  
二十一一年七月二十二日  
本面成利てを年銀金二子、支六行額十をそ払月百六支の期二円年払日と十  
に六う以し日つ月。前、及  
き二六各び百十月支十  
円日間払二  
に期月属に二  
すお十

$$\text{額面金額} \times \frac{0.7}{100} \times \frac{1}{2}$$

十四

初  
期  
利  
子

規下は払し払平定、期た期成すの國たは者にへ額  
す次そが金と二る税法金、又おたに  
る号の銀額し十率人額前記はいだ百  
期及翌行を、一ことをがに(+)にてし分  
日び當休支次年が乗適當の國取、の  
に第業業払の十  
つ十日日う算二  
い六にに。式月で  
て号支当たに二  
同に払ただよ十  
じおうるしり日  
。いへと、算を  
。て以き支出支

額人額に外して  
該用該算法定得當二  
たを非式人する該人を  
金受居に國を  
額け住よ。額  
る者りるがをじ  
を所又算場非發た  
控得は出合居行金  
除税外しに住時額